

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（令和2年4月17日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和5年12月28日とする。

(用語の定義)

第3条 この補助金において「居室」とは、同一階で、間仕切りやドア等で区切られた同一の空間をいう。

(改修工事の対象)

第4条 要綱別表11の1(3)の改修工事の対象は、外気に接した窓、壁、2階建て以上の住宅の場合で、1階の床、2階の天井等とする。外気に接しない窓（廊下に面した窓等）、室内の外気に接しない壁、2階建て以上の住宅の場合で、1階の天井、2階の床等は対象外とする。また、外気に接するキッチンの勝手口及びバルコニーのドア等のガラスドア並びに換気小窓は、補助要件となる改修必須の窓には含めないが、窓に類するものとして、補助対象に含めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月26日から施行する。